

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 29 日 (火) 第 298 号 の 7



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

|  |                   |
|--|-------------------|
| 規 則  |                   |
| ○鹿 児 島 県 行 政 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)         | ( 人 事 課 取 扱 い ) 1 |
| 訓 令  |                   |
| ○行 政 組 織 の 再 編 成 に 伴 う 関 係 訓 令 の 整 理 に 関 す る 訓 令 (※) | ( 人 事 課 取 扱 い ) 4 |

## 規 則

鹿 児 島 県 行 政 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 4 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

### 鹿 児 島 県 規 則 第 13 号

鹿 児 島 県 行 政 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 行 政 組 織 規 則 ( 昭 和 35 年 鹿 児 島 県 規 則 第 122 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 8 条 第 1 項 の 表 総 務 部 の 部 市 町 村 課 の 項 中 「 行 政 係 分 権 推 進 係 」 を 「 連 携 支 援 係 行 政 係 」 に 改 め , 同 表 総 合 政 策 部 の 部 地 域 政 策 課 の 項 中 「 特 定 計 画 係 地 域 振 興 係 土 地 対 策 係 」 を 「 計 画 調 整 係 地 域 振 興 係 土 地 利 用 係 電 源 立 地 地 域 係 」 に 改 め , 同 部 エ ネ ル ギ ー 政 策 課 の 項 を 削 り , 同 表 観 光 ・ 文 化 ス ポ ー ツ 部 の 部 か ご し ま P R 課 の 項 を 削 り , 同 部 観 光 課 の 項 中 「 観 光 課 」 を 「 P R 観 光 課 」 に , 「 観 光 企 画 係 」 を 「 総 務 経 理 係 P R 観 光 企 画 係 」 に 改 め , 同 表 く ら し 保 健 福 祉 部 の 部 健 康 増 進 課 の 項 の 次 に 次 の よう に 加 え る。

|                                       |                                     |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 感 染 防 止 対 策 課 | 総 務 企 画 係 ワ ク チ ン ・ 検 査 係 感 染 情 報 係 |
| 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 療 養 調 整 課     | 事 業 推 進 係 医 療 調 整 係 宿 泊 療 養 係 搬 送 係 |

第 8 条 第 1 項 の 表 商 工 労 働 水 産 部 の 部 商 工 政 策 課 の 項 中 「 総 務 経 理 係 」 を 「 総 務 係 経 理 係 」 に 改 め , 同 部 産 業 立 地 課 の 項 の 次 に 次 の よう に 加 え る。

|                         |                                   |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 販 路 拡 大 ・ 輸 出 促 進 課     | 市 場 企 画 係 貿 易 振 興 係 特 産 振 興 係     |
| 産 業 人 材 確 保 ・ 移 住 促 進 課 | 人 材 確 保 企 画 係 雇 用 促 進 係 移 住 促 進 係 |

第 8 条 第 1 項 の 表 商 工 労 働 水 産 部 の 部 雇 用 労 政 課 の 項 中 「 雇 用 促 進 係 雇 用 支 援 係 」 を 「 雇 用 支 援 係 」 に 改 め , 同 部 外 国 人 材 受 入 活 躍 支 援 課 の 項 を 次 の よう に 改 め る。

|                 |   |
|-----------------|---|
| エ ネ ル ギ ー 対 策 課 | エ ネ ル ギ ー 企 画 係 エ ネ ル ギ ー 供 給 推 進 係 エ ネ ル ギ ー 高 度 化 係 |
|-----------------|---|

第 8 条 第 1 項 の 表 国 体 ・ 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 局 の 部 施 設 調 整 課 の 項 中 「 宿 泊 輸 送 係 」 を 「 宿 泊 衛 生 係 輸 送 交 通 係 」 に 改 め る。

第 8 条 第 2 項 の 表 人 事 課 の 項 の 前 に 次 の よう に 加 え る。

|       |         |         |
|-------|---------|---------|
| 秘 書 課 | 行 幸 啓 室 | 行 幸 啓 係 |
|-------|---------|---------|

第 8 条 第 2 項 の 表 自 然 保 護 課 の 項 中 「 奄 美 世 界 自 然 遺 産 登 録 推 進 室 」 を 「 奄 美 世 界 自 然 遺 産

室」に改め、同表健康増進課の項を削り、同表産業立地課の項の次に次のように加える。

|              |           |         |           |
|--------------|-----------|---------|-----------|
| 産業人材確保・移住促進課 | 外国人材政策推進室 | 外国人材企画係 | 外国人材政策推進係 |
|--------------|-----------|---------|-----------|

第10条第2項の表中「かごしまPR課」を「PR観光課」に改める。

第12条に次の1項を加える。

2 行幸啓室においては、前項第5号に掲げる事務を分掌する。

第14条に次の1号を加える。

(9) 薩摩大使に関すること。

第17条の7第1項第14号中「犯罪被害者等支援の相談及び調整」を「鹿児島県犯罪被害者等支援条例（令和3年鹿児島県条例第47号）の施行」に改める。

第18条第1項第6号中「企画懇談会」を「総合政策会議」に改める。

第18条の4中第16号を第21号とし、第12号から第15号までを5号ずつ繰り下げ、同条第11号中「土地対策」を「土地利用」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号を第15号とし、第9号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）の施行に関すること。

第18条の4中第8号を第12号とし、第4号から第7号までを4号ずつ繰り下げ、同条第3号中「過疎地域自立促進方針」を「過疎地域持続的発展方針」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号を第6号とし、第1号を第5号とし、同号の前に次の4号を加える。

(1) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）の施行に関すること。

(2) 発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）の施行に関すること。

(3) 電源立地地域対策交付金等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(4) 石油貯蔵施設立地対策等交付金に関すること。

第18条の4に次の1号を加える。

(2) 電源開発の総合調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第18条の5を次のように改める。

第18条の5 削除

第18条の9を次のように改める。

第18条の9 削除

第18条の11の見出しを「（PR観光課）」に改め、同条中「観光課」を「PR観光課」に改め、同条第1号中「観光振興」の次に「及び県外等への広報活動」を加え、同条中第13号を第14号とし、第2号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 県外等への広報活動の実施に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第24条第1項第6号中「世界自然遺産登録の推進」を「世界自然遺産」に改め、同条第2項中「奄美世界自然遺産登録推進室」を「奄美世界自然遺産室」に改める。

第28条を削る。

第28条の2第1項第8号中「こと」の次に「（新型コロナウイルス感染症感染防止対策課及び新型コロナウイルス感染症療養調整課の所管に属するものを除く。）」を加え、同項第9号中「こと」の次に「（新型コロナウイルス感染症感染防止対策課の所管に属するものを除く。）」を加え、同項第12号中「こと」の次に「（新型コロナウイルス感染症感染防止対策課及び新型コロナウイルス感染症療養調整課の所管に属するものを除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(25) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行に関すること（新型コロナウイルス感染症感染防止対策課及び新型コロナウイルス感染症療養調整課の所管に属するものを除く。）。

第28条の2第2項を削り、同条を第28条とし、同条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症感染防止対策課）

第28条の2 新型コロナウイルス感染症感染防止対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること（健康増進課及び新型コロナウイルス感染症療養調整課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 予防接種法の施行に関すること（健康増進課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に関すること（健康増進課及び新型コロナウイルス感染症療養調整課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策に関すること（新型コロナウイルス感染症療養調整課の所管に属するものを除く。）。

第 28 条の 4 を削り、第 28 条の 3 を第 28 条の 4 とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症療養調整課）

第 28 条の 3 新型コロナウイルス感染症療養調整課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること（健康増進課及び新型コロナウイルス感染症感染防止対策課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に関すること（健康増進課及び新型コロナウイルス感染症感染防止対策課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に関すること（新型コロナウイルス感染症感染防止対策課の所管に属するものを除く。）。

第 28 条の 5 中第 12 号を削り、第 13 号を第 12 号とし、第 14 号から第 24 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 25 号中「食品等」を「食品」に改め、同号を同条第 24 号とし、同条中第 26 号を第 25 号とし、第 27 号を第 26 号とし、第 28 号を第 27 号とし、同条に次の 1 号を加える。

(28) 愛玩動物看護師養成所の指定に関すること。

第 29 条中第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号を第 11 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(12) 大阪事務所及び福岡事務所に関すること。

第 29 条中第 13 号を削り、第 14 号を第 13 号とする。

第 30 条第 8 号及び第 31 条第 1 項第 14 号中「商工政策課及び」を削る。

第 31 条の次に次の 2 条を加える。

（販路拡大・輸出促進課）

第 31 条の 2 販路拡大・輸出促進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県産品の販路拡大及び輸出促進の総合調整に関すること。
- (2) 県産品の振興、販路拡大及び輸出促進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 伝統的工芸品の振興に関すること。
- (4) 貿易の振興及び国際経済交流の促進に関すること。
- (5) トップセールスに関すること。

（産業人材確保・移住促進課）

第 31 条の 3 産業人材確保・移住促進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域産業を担う人材の確保に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 人材確保の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 人材の確保に資する県外からの移住の促進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (4) ふるさと定住促進に関すること。
- (5) 新規学卒者の就職促進に関すること。
- (6) 外国人材の受入れ及び定着に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (7) 外国人材の受入れ及び定着に係る施策の実施に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

2 外国人材政策推進室においては、前項第 6 号及び第 7 号に掲げる事務を分掌する。

第 32 条中第 19 号を削り、第 20 号を第 19 号とし、第 21 号を第 20 号とし、第 22 号及び第 23 号を削り、第 24 号を第 21 号とし、第 25 号を第 22 号とし、同条に次の 1 号を加える。

(23) 前各号に掲げるもののほか、労働政策に関すること。

第 33 条を次のように改める。

（エネルギー対策課）

第 33 条 エネルギー対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 再生可能エネルギー源及び新エネルギーの利用促進及び総合調整に関すること。
- (2) エネルギーの使用の合理化及び高度化に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 水素社会実現に関すること。

第 45 条に次の 2 号を加える。

- (15) 水資源の需給に関する計画（既存の計画に係るものに限る。）に関すること。
- (16) 水資源開発の調査研究に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第 138 条第 1 項園芸作物部の部に次の 1 号を加える。

- (6) 農業機械の試験研究に関すること。

第 172 条第 2 項ふるさと交流課の項中「かごしま応援寄附金」の次に「及び県人会等との連携」を加える。

第 177 条第 2 項の表人財確保育成監の項を削り、同条第 5 項の表地域政策総括監の項の次に次のように加える。

|         |       |                              |
|---------|-------|------------------------------|
| 産業政策総括監 | 総合政策部 | 部長に直属し、産業分野の政策に関する特命事項を処理する。 |
|---------|-------|------------------------------|

第 177 条第 5 項の表奄美世界自然遺産総括監の項中「世界自然遺産登録」を「世界自然遺産」に改め、同表医療技監の項の次に次のように加える。

|                 |          |                                   |
|-----------------|----------|-----------------------------------|
| 新型コロナウイルス感染症総括監 | くらし保健福祉部 | 部長に直属し、新型コロナウイルス感染症に関する特命事項を処理する。 |
|-----------------|----------|-----------------------------------|

第 178 条第 2 項の表総務室長の項中「農業開発総合センター熊毛支場」を「農業開発総合センター大隅支場」に改める。  
農業開発総合センター熊毛支場」

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(県政の企画調整の組織及び運営に関する規則の一部改正)

第 2 条 県政の企画調整の組織及び運営に関する規則（昭和 38 年鹿児島県規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 9 号中「観光・文化スポーツ部かごしま PR 課長」を「観光・文化スポーツ部 PR 観光課長」に改める。

(鹿児島県奄美パークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 鹿児島県奄美パークの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 13 年鹿児島県規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

別記第 15 号様式（裏）中「鹿児島県観光・文化スポーツ部観光課」を「鹿児島県観光・文化スポーツ部 PR 観光課」に改める。

## 訓 令

### 鹿児島県訓令第 2 号

行政組織の再編成に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

行政組織の再編成に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(鹿児島県行政事務改善委員会規程の一部改正)

第 1 条 鹿児島県行政事務改善委員会規程（昭和 39 年鹿児島県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「かごしま PR 課長」を「PR 観光課長」に改める。

第 8 条第 2 項中「かごしま PR 課，商工政策課」を「PR 観光課」に改め、「保健医療福祉課」の次に「商工政策課」を加える。

（鹿児島県青少年対策本部設置規程の一部改正）

第2条 鹿児島県青少年対策本部設置規程（昭和57年鹿児島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「かごしまPR課長」を「PR観光課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。